

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行																
<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第 1 7 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 関係市町の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 国及び県の支出金</p> <p>(4) その他の収入</p> <p>2 前項第 1 号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第 2 の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p>別表第 2 (第 1 7 条関係)</p> <p>(1) 共通経費</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">負 担 割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割</td> <td>1 0 パーセント</td> </tr> <tr> <td>高齢者人口割</td> <td>4 5 パーセント</td> </tr> <tr> <td>人口割</td> <td>4 5 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療給付に要する経費(高齢者医療確保法第 9 8 条に定める市町の一般会計において負担すべき額をいう。)</p> <p>(3) 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第 1 0 5 条に定める市町が納付すべき額をいう。) 市町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「高齢者人口割」とは、関係市町の前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳に基づく満 7 5 歳以上の住民の人口による割合をいう。</p> <p>2 この表において「人口割」とは、関係市町の前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳に基づく住民の人口による割合をいう。</p>	項 目	負 担 割 合	均等割	1 0 パーセント	高齢者人口割	4 5 パーセント	人口割	4 5 パーセント	<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第 1 7 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 関係市町の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 国及び県の支出金</p> <p>(4) その他の収入</p> <p>2 前項第 1 号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第 2 の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p>別表第 2 (第 1 7 条関係)</p> <p>(1) 共通経費</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">負 担 割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割</td> <td>1 0 パーセント</td> </tr> <tr> <td>高齢者人口割</td> <td>4 5 パーセント</td> </tr> <tr> <td>人口割</td> <td>4 5 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療給付に要する経費(高齢者医療確保法第 9 8 条に定める市町の一般会計において負担すべき額をいう。)</p> <p>(3) 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第 1 0 5 条に定める市町が納付すべき額をいう。) 市町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「高齢者人口割」とは、関係市町の前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳及び<u>外国人登録原票</u>に基づく満 7 5 歳以上の住民の人口による割合をいう。</p> <p>2 この表において「人口割」とは、関係市町の前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳及び<u>外国人登録原票</u>に基づく住民の人口による割合をいう。</p>	項 目	負 担 割 合	均等割	1 0 パーセント	高齢者人口割	4 5 パーセント	人口割	4 5 パーセント
項 目	負 担 割 合																
均等割	1 0 パーセント																
高齢者人口割	4 5 パーセント																
人口割	4 5 パーセント																
項 目	負 担 割 合																
均等割	1 0 パーセント																
高齢者人口割	4 5 パーセント																
人口割	4 5 パーセント																